

令和2年2月28日

被保険者各位

北陸電力健康保険組合

介護保険料率の変更について（お願い）

日頃より当健保組合の事業運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、当健保組合では、40歳から64歳までの被保険者の皆様より介護保険料を代行徴収し、保険者である市町村に納付しております。

高齢化の進展による介護費用の増加と、「総報酬割」の全面適用により、「介護納付金」が増大するため、当健保組合の令和2年度の介護勘定収支は大幅に悪化し、現行の保険料率のままでは約1億円の赤字となり、法定の準備金の水準を大きく割り込む見込みとなることから、保険料率の引き上げが避けられない状況となりました。

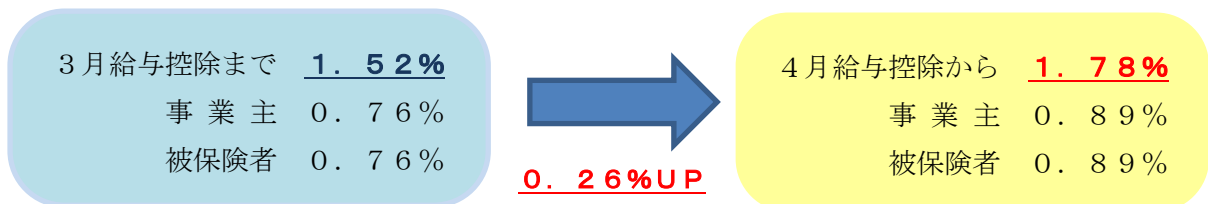
つきましては、介護保険料率を下記のとおり変更させていただきますので、なにとぞ、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 変更時期

令和2年3月1日（令和2年4月給与控除分から）

2. 変更内容



例：標準報酬月額380千円（当健保組合平均）の方の場合

➡ 月額494円、年間 約7,400円の負担増（※賞与込15ヶ月で試算）

3. 問い合わせ先

北陸電力健康保険組合

事務長：岩田 内線 911-3161 外線 076-405-3129

以上